

八 代 緑 ヲ 丘 町 自 治 会 会 則

(名称)

第1条 本会は八代緑ヶ丘町自治会と称し、事務局を会長の住所におく。

(構成)

第2条 本会は八代緑ヶ丘町に居住する住民(各種の事業所を含む)を以て会員とし、所帯の単位で構成する。

(目的)

第3条 本会は本町民相互の協和親睦、快適な生活環境の整備と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)町民相互の親睦と愛郷心の振興
- (2)町民の災害防止と生活環境の整備保全
- (3)町内公益団体への助成支援
- (4)その他本会の目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会長(1名) 副会長(若干名) 会計(1名) 監査(1名) 運営委員(隣保毎に 1 名)前期に掲げる者のほか、相談役又は顧問をおくことができる。監査は前期の役員との兼務は認めない。

(役員の任務)

第6条 役員は次の任務を行う

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時その職務を代行する
- (3) 会計は、本会の会計事務を担当する
- (4) 監査は、本会の事業および会計を監査する
- (5) 運営委員は、本会の事業推進を図り、会務を執行する。特に所屬隣保の意見集約、情報伝達を図ると共に、環境美化、衛生、体育、広報、他の役務を担当する。
- (6) 相談役又は、顧問は、会長の要望に従い、助言、提言を行う

(役員の選任)

第7条 役員は次の推挙により選任する

- (1) 会長は、次の手順により選任する
 - ① 会員の中より、立候補者を募り、候補者を総会にて承認する。
 - ② 立候補者がいない場合、役員会において会員中より推挙したものを総会にて承認する。
 - ③ 上記にて該当者がいない場合は、ブロック順番制とし、該当ブロックにおいて会員中より推挙したものを、総会にて承認する。
- (2) 副会長、会計は、会長が会員中より委嘱する。
- (3) 各委員は、運営委員の互選により、会長が委嘱する。
- (4) 運営委員は、町内の各隣保において、会員中から、1 名を推挙されたものを選任する。
- (5) 監査は、役員会において会員中より推挙したものを、総会にて承認する。

(役員の任期)

- (1) 役員の任期は、2 年とする。但し、本人の同意と任期末の 3 分の 2 以上の推薦がある場合に限り再任することができる。
- (2) 隣保運営委員は、各隣保の事情により、1 年の任期としても構わない。
- (3) 任期途中に補欠交代により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 9 条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- (1) 総会は、毎年 3 月に会長が会員を招集し、議長となり、年度事業及び、会計その他の議題につき、協議議決する。但し役員会をもって、総会に代えることができる。
また、役員の任期交替にあたる年の3月の役員会は、予約されているか、或いは推薦予定の会員、新役員候補を加えた合同の会合を役員会とすることができる。
- (2) 役員会は、必要に応じて会長が召集し、本会の運営について協議する。

(通報)

第 10 条 総会及び役員会の協議結果的については、会員に通報するものとする。

(会計)

第 11 条 本会の経費は、会員からの会費、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第12条 本会の会費は、年額会費とし、納入額並びに納入方法は別に運営規定で定める。

(会計年度)

第 13 条 本会の会計年度は、3 月 1 日より 2 月末日までとする。

(備付帳簿)

第 14 条 本会に次の帳簿、書類を備え付け整備しなければならない。

- (1)本会会則及び運営規定
- (2)会員名簿(住民基本台帳は会長管理)
- (3)住宅配置図(含む隣保構成図)
- (4)役員名簿
- (5)事業記録及び会議議事録
- (6)金銭出納簿及び収支証拠書類綴り
- (7)長期保存文書綴り

(付則)

第 15 条 本改正会則は、平成 19 年 4 月 1 日より実施する。

本会則の実施について、必要な詳細事項は運営規定で定める。

本会則の改廃は、総会もしくは役員会で審議し、その出席者の 3 分の 2 以上の承認を得て実施される。

(備考)

本会則は、昭和 33 年 1 月 26 日制定。
平成元年 3 月、平成 5 年 4 月、平成 10 年 3 月、平成 10 年 12 月、平成 13 年 3 月、にそれぞれ一部を改訂
平成 19 年 3 月、相談役又は顧問の立場を明文化、会長の選任方法を変更
平成 22 年 3 月、会長の選任方法を変更(会計年度で平成 24 年度から適用)
平成 24 年 3 月、7 条の (2)及び (3) を会計の選任方法の変更にともなう変更を行った。
令和 7 年 3 月、13 条の会計年度を 3 月 1 日より 2 月末日に変更した。